

## 第2回 大阪市あんしんマンション有識者会議 会議要旨

1 日 時 平成24年2月1日(水)午後3時から午後5時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第10 共通会議室

### 3 出席者

(委員) 大森委員、加茂委員、阪田委員、瀬渡委員、牧委員

(幹事) 小西危機管理室自主防災企画担当課長、城戸消防局予防課長、阿部都市整備局  
防災・耐震化計画担当課長(代理出席)

(事務局) 西まちづくり事業企画担当課長、大嶋住宅政策課副参事、若井住宅政策課担当  
係長、殿本民間開発担当課長、村上民間開発担当課長代理、林住宅政策課担当  
係長、中野、長谷川

### 4 議題

以下の審査に際しての参考意見聴取

(1) 防災力強化マンション認定制度 事前審査 (3件(新築分譲))

(2) 防災力強化マンション認定制度 計画認定審査(2件(新築分譲))

### 5 議事要旨

(1) 防災力強化マンション認定制度 事前審査 (3件(新築分譲))

3件とも認定基準を概ね満たしているが、次の事項について配慮するよう意見があった。

#### ・避難時の安全性に関する基準に基づき確保される空地について

非常時の避難に供する10%の空地については物販店舗前の空地で確保されているが、非常時の避難に有効に機能するよう、空地部分は駐車スペース等にならないよう歩道状空地として確保する必要がある。

#### ・備蓄倉庫の配置について

災害後の生活をイメージして各住戸やかまどスツールのある一時避難所、備蓄倉庫、災害時活動場所間の動線計画について考慮すると、備蓄倉庫については災害時活動場所である集会室から利用できるようにする、または、一時避難場所やかまどスツール付近へ配置するなどの工夫が必要である。

#### ・災害に対する備えに関する基準 食料品の備蓄内容及び量について

現計画の備蓄食料品の内容及び量は、災害後3日間1日あたり3食分としては不足していると思われる。現在の計画であれば1日当たり2食分としても不足していると思われるため、備蓄食料品の内容及び量を見直す必要がある。

#### ・災害に対する備えに関する基準 食料品の更新時の試食について

備蓄食料品については定期的に消費期限の確認及び適切な更新を行う必要があり、更新の機会を利用して防災訓練等において試食を行うことは、入居者の方々の防災意識の向上にも有効であると思われる。防災訓練時には備蓄食料品の試食を実施していただくこととし、その旨を防災アクションプランに明記されたい。また、現在乾パンを中心とした備蓄を計画されているが、更新時期に試食を行うことも意識して備蓄し、更新時に試食されやすい品目や多様な品目とする必要がある。

・高層住戸の生活場所のし尿処理対策について

避難生活を行う方々のトイレを確保するため、管理室前のトイレで利用可能なポータブルトイレの備蓄やマンホールトイレの増設などによる対応が望ましい。なお、集会室付近にトイレが確保され災害時にポータブルトイレが利用できるのであれば、より充実した計画になると思われる。

・防災アクションプラン 防災関連情報の地形に係る記載について

地形については、マンション敷地の海拔の記載が必要である。

・防災アクションプラン し尿処理対策について

敷地内のオープンスペースである一時避難所に集まる入居者の方々、近隣住民の方々のトイレの使用を視野に入れてし尿処理対策について計画し、その旨を防災アクションプランに明記されることが望ましい。

・防災アクションプラン 防災訓練における津波避難訓練の実施について

国の「東南海・南海地震の規模や津波想定」の見直し結果が出されるまでの当面の間、上町台地西側 10 区に立地するマンションの認定に当たっては、入居者の方々の安全を守るため、防災訓練時に津波避難訓練の実施を求めることとする。については、防災アクションプランに次の記載を追加いただきたい。

上町台地西側 10 区（西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区）に立地する当マンションでは、防災訓練時に津波避難訓練を実施する。

・防災アクションプラン かまどベンチ用燃料について

燃料については、メニューや調理方法、天候などにより 1 回あたりの使用量が大きく左右すると思われるため、余裕ある備蓄量とすることが望ましい。

・防災アクションプラン 災害に対する備え

災害に対する備えについて、各家庭での備えに委ねられるところが大きいアクションプランとなっている。災害後 3 日間の備えやライフライン復旧までの生活支援などで可能なものについては、建設当初からの備えとして充実いただくことが望ましい。

( 2 ) 防災力強化マンション認定制度 計画認定審査 ( 2 件 ( 新築分譲 ) )

認定基準を満たし、事前審査における意見をふまえて計画されているが、国の「東南海・南海地震の規模や津波想定」の見直し結果が出されるまでの当面の間、上町台地西側 10 区に立地するマンションの認定に当たっては、入居者の方々の安全を守るため、防災訓練時に津波避難訓練を実施いただくことを求めることとし、防災アクションプランに次の記載を追加する必要があるとの意見があった。

上町台地西側 10 区（西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島

区、西区、浪速区)に立地する当マンションでは、防災訓練時に津波避難訓練を実施する。

6 会議資料

有識者会議資料(非公開)

以上